

## 論文の和文要旨

論文題目	日本語教育における「よ」・「ね」・「よね」の指導 —『ひらり』の用例を中心として—
氏名	ソイスダー ナラノーン

本稿では、現代日本語で書かれているシナリオである『ひらり』の用例を中心として、先行研究の陳説に基づき、更に談話をうまく成立させるための、事実とは異なる使用法、即ち「語用論」という観点も入れて、日本語教育における「よ」・「ね」・「よね」の指導についての分析を試みた。

本稿は五章から構成されている。第一章では、日本語教育において「よ」・「ね」がどのように位置付けられているかという状況、終助詞の定義、本稿での考察の対象、研究方法について述べ、第二章では、終助詞を考察した陳(1987)論文の要旨を紹介し、問題点や筆者の考えを述べた。第三章は「よ」について、第四章は「ね」と「よね」について、第五章は結論を述べた。

考察の結果は、以下のようにまとめられる。

1. 「よ」は、ある事柄に対する話し手の知識・判断を聞き手に教えてあげる必要が

あると話し手が判断する時に使用される。

2. 「よ」の用法は五つの場合に分類される。つまり(1)「聞き手に関する内容を伝える文に『よ』が付く場合」、(2)「はたらきかける文に『よ』が付く場合」、(3)「疑問詞を伴う文や「～か」文に『よ』が付く場合」、(4)「話し手の皮肉を伝える文に『よ』が付く場合」、(5)「その他の『よ』の用法」である。

(1)と(2)は、「よ」の基本的な用法である。つまりある事柄に対する話し手の知識・判断が聞き手のそれよりも多く、聞き手にそれを教えてあげる必要があると話し手が判断する時、「よ」が使われる所以である。これについては陳(1987)の定義とほぼ同様である。ただし、陳と異なる点は、陳が客観的な事実に基づく認識の度合を基準にして「よ」の用法を説明しているのに対し、本稿では、単なる事実に基づいた認識の度合を問題にするのではなく、「聞き手が知らないから教えてあげる」という話し手の判断によって「よ」が使われるという観点を考慮に入れた、より効果的で幅広く適用できる説明をしているという点である。

(3)と(4)は、陳が全く触れておらず、陳の説では説明できない場合である。この場合には、ある事柄に対する知識・判断を聞き手の方が既に持っているにもかかわらず、「よ」を使うことができる。つまりこの「よ」は、事実通りの情報を表わすのではなく、話し手が怒っている時、または不満に思っている時、呆れた時などの否定的な判断のニュアンスを表わす文に付加されているため、聞き手にとっては文脈から感じられるニュアンスに加え、ますます非難や皮肉のように聞こえるのである。

更に本稿では、日本語教育において初級段階ではどのように「よ」を導入すべきかについて意見を述べた。また日本語教科書の中に実際に出てる「よ」の例を取り上げ、検討した。本稿では「よ」を教えるには三つの制約、つまり「情報量」、「必要性」、「待遇性」という要素を考慮しなければならないと考えた。

3. 「ね」は、客観的な事実とは関係なく、ある事柄に対する話し手の知識・判断を聞き手が知っていると話し手が想定する時に使用される。

4. 「ね」の用法は六つの場合に分類される。つまり、(1)「確認を求めるときに

『ね』が使われる場合」、(2)「聞き手に関する内容についてコメントをするときに『ね』が使われる場合」、(3)「聞き手への同意を示す、または聞き手からの同意を求めるときに『ね』が使われる場合」、(4)「依頼や勧誘などといった聞き手に働きかけるときに『ね』が使われる場合」、(5)「聞き手の知識・判断が話し手のそれよりも少ない、もしくは存在しないと話し手が想定する時に『ね』が使われる場合」、(6)「その他の『ね』の用法」についてである。

(1)~(4)は、「ね」の基本的な用法である。つまり聞き手がある事柄に対する知識・判断を自分より多く持っている、もしくは同等であると話し手が判断する時に使われるものである。これについては陳(1987)の説明とほぼ同様である。ただし、陳と異なる点は、話し手と聞き手の知識・判断の量が同等である場合にも「ね」が使われること、及び、陳が客観的な事実に基づく認識の度合を基準にして、「聞き手のほうが認識の度合が高い」と話し手が考える時に『ね』が使われる」という観点から捉えているのに対し、単なる事実に基づいた認識の度合を問題にするのではなく、「私はあなたが知っているとみなす」という話し手の態度を表明する手段としての用法を考慮に入れた観点だという点である。この場合の用例を検討した結果、どの文においても本稿の「ね」の仮説によつて、それぞれの「ね」の使用を説明できた。全ての例において、聞き手が話し手より知識・判断を多く持っている、もしくは同等であると話し手が考へるので、「確かる」、「念おし」、「同情」、「同意を求める」などといったニュアンスが含まれるのである。

(5)は、陳の説明では説明できない場合である。この場合には、ある事柄に対する知識・判断を話し手の方が聞き手より多く持っているにもかかわらず、「ね」を使うことができる。つまり、「ね」には、事実とは関係なく、広い意味での談話を円滑にするために、聞き手がある事柄に対する知識・判断を持っていないにもかかわらず、あたかも持っているかのようにみなして使用するという語用論的な用法があるのである。

この場合については、話し手がどのような特定の効果を生じさせようとしているかというその目的によって、「聞き手に対する不満を表わすとき」と「聞き手に対する共有、または同感の期待を表わすとき」に分類して、考察した。この二つの場合の「ね」は、与えるニュアンスの点では正反対であるが、事実とは関係なく、話し手の判断を示しているという点では同様である。

5. 「よね」は「よ」と「ね」の複合形であり、「よね」自体が独立した意味を持つものではなく、「よ」と「ね」の個々の意味から構成されるものであり、ある事柄に対する話し手の知識・判断を述べながら、聞き手も話し手の知識・判断を知っていると話し手が想定する時に使用する。

6. 「よね」の用法は五つの場合に分類される。つまり(1)「確認を求めるときに『よね』が使われる場合」、(2)「聞き手への同意を示す、または聞き手からの同意を求めるときに『よね』が使われる場合」、(3)「依頼などといった聞き手に働きかけるときに『よね』が使われる場合」、(4)「話し手に関する内容について述べるときに『よね』が使われる場合」、(5)「聞き手に対する不満を表わすときに『よね』が使われる場合」

(1)と(2)と(3)は、聞き手が話し手よりも知識・判断を多く持っている、もしくは同等であると話し手が判断するため、「確認」、「同意」などといったニュアンスが含まれるのである。

(4)と(5)は、聞き手の知識・判断が話し手のそれよりも少ない、もしくは存在しないと話し手が判断する時に使われる場合であり、これは、語用論的な用法であり、「よ」までの部分が話し手による判断であり、それに「ね」を付け加えることによって、聞き手が持っているはずのない知識・判断を、話し手が知っているかのようにみなしている。

更に、本稿は「ね」と「よね」の共通点と相違点について考察するため、「ね」と「よね」がどういう場合に置き換えられるか、あるいは置き換えられないかを具体例から検討し、その結果によって本稿の「ね」・「よね」の仮説が証明された。

最後に、日本語教育において「ね」と「よね」をどのように指導すべきかを考えた。本稿では、学習者の理解を容易にするために「ね」と「よね」の一般的な用法から導入し、更に、「ね」・「よね」の不適切な例を取り上げ、「知識・判断の共有」と「待遇性」といった使用上の制約についての考察を試みるべきであると考えた。